

令和8年かすみがうら市教育委員会2月定例会 会議次第

日時 令和8年2月18日(水) 午前9時～
場所 千代田コミュニティセンター 視聴覚室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 教育長報告
- 4 議題
 - (1) 議案第6号 議案に係る意見聴取について
 - ・かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (2) 議案第7号 議案に係る意見聴取について
 - ・給食調理・輸送備品の取得について
 - (3) 議案第8号 議案に係る意見聴取について
 - ・令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算(第8号)について
 - (4) 議案第9号 議案に係る意見聴取について
 - ・令和8年度かすみがうら市一般会計予算について
- 5 その他
 - (1) かすみがうら市立小中義務教育学校の適正規模に係る諮問・答申について
 - (2) かすみがうら市教職員及び市職員カスタマーハラスメント対策基本方針(案)について
 - (3) その他
- 6 閉会

令和8年かすみがうら市教育委員会2月定例会 会議録

- 1 開催日時 令和8年 2月18日(水) 開会 午前 9時00分
閉会 午前10時47分
- 2 開催場所 千代田コミュニティセンター 2階 視聴覚室
- 3 出席委員 教育長 井坂庄衛
委員 稲生耕一(教育長職務代理者)
委員 坂本雅子
委員 梶本梓
委員 松信亮平
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員以外の出席者
教育部長 仲澤勤
学校教育課長 斎藤隆男
生涯学習課長 山口由晃
地域コミュニティ課長 松延克彦
教育指導室長 坂本篤也
歴史博物館長 山口浩史
地域コミュニティ課 霞ヶ浦コミュニティセンター長
(併)生涯学習課 霞ヶ浦公民館長 坂祐二
地域コミュニティ課 千代田コミュニティセンター長
(併)生涯学習課 千代田公民館長 斎藤邦彦
地域コミュニティ課 下稲吉コミュニティセンター長
(併)生涯学習課 下稲吉公民館長 佐藤敦
学校教育課 課長補佐 中村基紀(書記)
学校教育課 学校教育担当 栗原希(書記)
- 6 議題
 - (1) 議案第 6号 議案に係る意見聴取について
・かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (2) 議案第 7号 議案に係る意見聴取について
・給食調理・輸送備品の取得について
 - (3) 議案第 8号 議案に係る意見聴取について

- ・令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）
- (4) 議案第 9号 議案にかかる意見聴取について
- ・令和8年度かすみがうら市一般会計補正予算について

7 その他

- (1) かすみがうら市立小中義務教育学校の適正規模に係る諮問・答申について
- (2) かすみがうら市教職員及び市職員カスタマーハラスメント対策基本方針（案）について
- (3) その他

8 傍聴者

なし

9 会議の大要

開会 午前 9時00分

- 事務局** 起立、礼、着席。
それでは、これより教育委員会を開催したいと思いますので、教育長、よろしく願いいたします。
- 教育長** おはようございます。
それでは、本日は4名の委員さんが出席されておりますので、会議は成立いたします。
これより、令和8年かすみがうら市教育委員会2月定例会を開催いたします。
最初に、事前に送付いたしました1月定例会の会議録につきまして、委員より訂正のご連絡がありました。つきましては、資料のとおり校正してよろしいか伺います。

(「異議なし」の声あり)
- 教育長** それでは、こちらを決定稿とさせていただきます、教育委員会のホームページへ掲載させていただきます。
続きまして、「教育長報告」について私からご報告させていただきます。

(資料に基づき2～3月の教育長動静について報告)
- 教育長** ただいまの報告について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長

特にございませんか。
無いようでしたら、議事に入ります。
議案に入る前に、お諮りいたします。
議案第6号から第7号は、議会の議決を経るべき条例改正に関する内容
や教育財産の取得、議案第8号は令和7年度補正予算案であり、議案第9
号は令和8年度予算（案）であります。
これらの議案はすべて市議会提出前でございますので、その性質上、こ
の4件を非公開としてよろしいか伺います。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長

ご異議なしと認めます。
よって、議案第6号から第9号は非公開といたします。

-----〔以下、非公開〕-----

議案第6号 議案に係る意見聴取について
・かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の制定について
議案第7号 議案に係る意見聴取について
・給食調理・輸送備品の取得について
議案第8号 議案に係る意見聴取について
・令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）について
議案第9号 議案に係る意見聴取について
・令和8年度かすみがうら市一般会計予算について

-----〔以下、公 開〕-----

教 育 長

以上で、本日の付議案件の審議は、すべて終了いたしました。
次に、事業報告及び事業計画の事項に入ります。
学校教育課より、順次、説明をお願いいたします。

（学校教育課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明）

（学校教育課教育指導室の事業報告及び事業計画について資料に基づ
き説明）

（生涯学習課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明）

（歴史博物館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明）

（図書館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明）

教 育 長

ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたし
ます。

（「質疑なし」の声あり）

教 育 長

続いて、その他の事項（1）に移ります。
「かすみがうら市立小中義務教育学校の適正規模に係る諮問答申につ

いて」、事務局学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課長

別冊の資料になります。

1枚目のか教学諮問第1号、令和7年11月20日の資料につきましては、教育委員会内で既に説明させていただきましたように、適正規模化について諮問をさせていただきますということで審議いただきまして、この資料の内容で審議させていただいたところでございます。

改めて申し上げますと、今回の諮問につきましては、小中義務教育学校の新たな適正規模のあり方、2点目としましては、適正規模化を要する学校について、3番目としましてはその他学校適正規模を行うにあたり配慮を要する事項ということで諮問をさせていただきました。

10月から3回ほど学区審議会を開催いたしまして、1回目は現在の学校の状況を、2回目に諮問、3回目で答申というような流れで進めさせていただきました。

今回の諮問に対し答申をいただいた内容について、2ページ目の内容について説明させていただきます。

答申の概要でございますが、1点目の市立小中義務教育学校の新たな適正規模のあり方につきましては、これまでも適正規模化の基準通りとしておりました小学校は1学年あたり2学級以上、全体で12学級以上となるよう配慮する、中学校は1学年あたり3学級以上、全体で9学級以上となるよう配慮するとしていた既存の考え方の基準は残しつつ、適正規模として維持が困難な場合であっても、児童生徒の登下校やPTA活動等の保護者の負担、地域の拠点としての学校の役割の他、地域性に配慮した学校の配置とされたいとした答申となっております。

2点目の適正規模の検討を要する学校につきましては、3つの区分で整理され答申をいただいております。

まず、適正規模化の検討を要することが望ましいとする学校といたしまして、霞ヶ浦南小、霞ヶ浦北小とされております。

その理由として、両校とも適正規模を下回っており、将来的にも児童数が減少し適正規模の維持が困難であること、また両校は霞ヶ浦中学校区内に位置してございまして、小中の連続した学び、継続性に配慮することができるといことからこのように区分されております。

次に、適正規模の検討を要するが、当面の間、現状を維持することが望ましいとする学校としまして、霞ヶ浦中学校、千代田義務教育学校としております。

その理由としまして、まず霞ヶ浦中学校は、適正規模の基準を下回っており、将来的にも適正規模を下回りますが、学区内の小学校の配置などの地域性や、小中の連続した学びや児童生徒並びに保護者の負担などを考慮すると、当面の間、現状維持することが望ましいとしております。

続いて、千代田義務教育学校においても、適正規模基準を下回りますが、小中一貫校として開校したものであり、小規模特認校として、特色ある教育の実践が図られ、小学校、中学校の連続した学びが施設一体となって図られていること、統合後間もないことなどが挙げられております。

次に、現状では適正規模化の検討を要しない学校として、下稲吉小学校、下稲吉東小、下稲吉中学校としております。

その理由として、これらの学校においては、現状及び将来推計においても、概ね適正規模が維持、継続されることから整理されておりますが、少子化の影響により、児童生徒数の減少が見込まれることから、人口動態や社会情勢を鑑みながら引き続き検討を進められたいとしております。

最後に、適正規模化を行う中で配慮を要する事項としまして、児童生徒

並びに保護者の不安等の払拭、地域住民の意見の尊重、十分な協議、スクールバスと安全な通学手段の確保、教育環境の一層の充実、学習活動の円滑な移行、地域性の配慮、小中一貫教育の推進、学校の適正規模化による広くなる合併の配慮として、学校区の整理への配慮が挙げられております。

諮問答申の内容については以上となりますが、今後教育委員会といたしましては、学校適正規模に向けた手続きを進めて参りたいと考えております。

まず、この答申を踏まえまして、適正規模化の計画を策定して参ります。

次に、適正規模化計画の策定ができましたら、保護者を初めとする地域への説明を行っていき、概ねのご理解をいただいた上で、学校の統合準備会などの組織を発足させまして、学校の統合を進めて参りたいと考えております。説明は以上になります。

教 育 長

ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。今後開催予定の総合教育会議でも同様の説明をさせていただきます。もしご意見等あれば、市長も出席する総合教育会議中でのお願いいたします。

現段階で確認しておきたいことがあれば質疑等をお願いいたします。

松 信 委 員

答申の内容では、下稲吉小、下稲吉東小、下稲吉中学校は現状適正規模化の検討を必要としないとされていますが、何年後かに再検討するというような形になるということでしょうか。

学 校 教 育 課 長

説明の中でも申し上げた適正規模化の基準というのがありますので、それを踏まえてになりますが、市全体で児童数が減少しております。

現在の人口での推測になりますが、令和13年度に入学する児童つまり令和6年度生まれの方で推計しますと、学校全体で3割ほど児童が減少することになります。そうすると下稲吉東小学校に入学する1年生は1学級になる可能性もあります。今後児童数が増える可能性は低いことから、統合については検討が必要になってくると思いますが、答申にもあったように地域性を考慮する形での対応となると考えられます。

教 育 長

その他質疑等ございますか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長

続いて、その他事項(2)に移ります。

「かすみがうら市教職員及び地域職員カスタマーハラスメント基本方針案」について事務局学校教育課よりお願いします。

学 校 教 育 課

「かすみがうら市教職員及び市職員カスタマーハラスメント対策基本方針案」について説明させていただきます。

まず、方針策定の経緯でございますが、今年の11月ごろに水戸市教育委員会で教職員を守るために、学校のカスタマーハラスメント対策方針をまとめたといった新聞報道がございました。

それを受けまして、市長部局から本市においても市民や保護者から過度なクレームなどに対応するため、市の職員及び学校職員を対象とした方針をそれぞれ策定すべきではというような意見がありまして、その大枠となる基本方針の案を調整させていただいたということでございます。

1 枚目右上に資料①と書いてあるものが教職員用となります。

2 枚目右上に資料②となっているものが、参考になりますが市職員用となります。

1 枚目 2 枚目ともに基本的には同じ内容となりますが、教職員用は市職員と共通する部分は調整しており、必要に応じて学校現場を前提とする表現に修正するなどしています。

それでは、資料の内容に移ります。「基本的な考え方について」になります。

この内容を注釈しますと、1 節目では、保護者等の皆さんの要望、意見は貴重なものと捉え、信頼確保に努めるものというような姿勢をうたっております。

2 節目では、一方で行き過ぎた行為があると重大な問題になるということ、そして3 節目で、カスタマーハラスメントに対しては毅然と学校全体で組織的に対応する旨を記載している内容となっております。

その下のカスタマーハラスメントの定義とカスタマーハラスメントとされる行為の例として、まず1 のカスタマーハラスメントの定義では、保護者などからの要望、意見、苦情などが社会通念上、不相当かつ教職員の就業環境が害されるものと定義付けをしております。

次の2 の該当する行為の例はあくまで例であり、すべてではございませんが、主なものを1 点だけ抽出させていただくと、学校の対応に瑕疵がなくまた過失を認めた事項について、責任追及や保証人を求める要求などと概ね1 4 個ほど例を挙げているところでございます。

資料の裏面になります。

「カスタマーハラスメントの対応等について」でございしますが、カスタマーハラスメントに該当する行為が確認された場合には、複数の教職員による対応、この他学校長への速やかな報告など組織として対応することとしております。また、状況に応じて相手方への警告や対応の中止または終了、さらには、警察や弁護士等への相談も含め、必要に応じ適切な対応措置を講じることをしております。

次に、「相談・研修体制の整備」のうち、1 の「教職員相談窓口の体制」としまして、資料の表の通りとしております。

表中に相談支援内容と窓口を記載しております。1 段目のカスタマーハラスメント事案への対応に関する助言や負担等の相談については、市職員用では秘書人事課としているところを教職員用では教育委員会学校教育課教育指導室としております。

2 段目の法的観点の相談につきましては、教職員・市職員両方とも市総務課法制担当としておりますが、当市ではスクールロイヤーとの契約もございしますので、現実的には先にスクールロイヤーというような選択肢もあると想定しております。

3 段目のカスタマーハラスメントと該当すると判断した場合の対応とその相談窓口につきましては、市職員用では各施設担当課となるところですが、教職員用では便宜上括弧書きではありますが、学校長という表示をしているところです。

最後に「カスタマーハラスメントの防止について」でございします。

まず1 の基本方針案の周知というところでございしますが、各校のホームページへの掲載及びポスター掲示などを進めていくことを想定しております。

次に、2 の電話対応時の通話録音の導入推進につきましては、外線電話がかかってきた際に通話開始前に録音機能つきの旨をアナウンスすることで、相手の感情をクールダウンし、過剰な要求発展を抑止する意図を持

って導入を進めようとするものでございますが、施設によっては予算の確保、整備等も要する場合がございます。予算調整がまだされていない状況ですので、必要な整備の準備を進めるといった表現となっております。

一番下のマニュアルの整備につきましては、現場におけるより具体的な対応手順を落とし込んだものを想定しこれから策定する形にしていきます。

なお、この方針案についてですが、市職員用教職員用ともに明日の議会の全員協議会が開かれますので、そちらでの説明と市長の定例記者会見で説明がなされる予定です。その後、(案)をとった形で整備方針として、実施開始時期は次年度から施行することとなっております。

説明については以上でございます。

教 育 長 ただいまの説明に質疑等ございますか。

 (「質疑なし」の声あり)

教 育 長 続いて、その他の事項に移ります。
 その他報告事項又は質問等ありましたら、お願いいたします。

教 育 部 長 学校教育課の事業報告及び事業計画の中で説明がありましたように、急遽ではございますが20日市総合教育会議を開催いたしますので、出席をお願いいたします。

 この開催目的としましては、市長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、教育目標を共有しながら教育行政を推進していくために開くものでございます。

 今回の議案として、先程報告がありましたように学校の適正規模の議案が1点と歴史博物館の今後という議案の2点を提案させていただきます。

 会議時に、ご意見等ございましたら、市全体と教育委員会が一体として今後の教育行政を推進していけるかと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

教 育 長 市総合教育会議の出席者について教えてください。

教 育 部 長 参加者は、市長、教育長含めて教育委員の5名が協議をしていただくメンバーとなります。そのほか説明員として教育委員会のものは私ほか担当課長等が、また総務企画部長も出席を予定しております。

教 育 長 その他にございますか。

梶 本 委 員 学校の給食時に使用する白衣の買い替え時期について教えていただきたいです。また、教職員の方が白衣の状態をチェックしている体制があるのかもお聞きしたいと思います。

学 校 教 育 課 長 申し訳ございませんが、教育委員会では白衣の買い替え頻度やチェック体制については把握をしていないものでございます。学校に問い合わせをさせていただきます。

 白衣については、学校へ配当している予算のどの項目かまたはPTA会費で対応しているのか現状分かっておりませんが、公費で購入したものについては、必ず教育員会を通して支出しているものでございますので、PTA会費等で白衣は調達している可能性があるかと思われま

今回のご意見を学校へも共有をさせていただきます。

梶本委員

よろしく願いいたします。もう1点質問があります。
わかぐり運動公園の散歩道は全面で使用可能になりましたか。

生涯学習課長

現在は、グラウンドについては立ち入り禁止を解除し、使用可能のため予約も可能となっております。

ただし、ゴルフ練習場側の散歩道については、現在も立ち入り禁止を継続している状態です。例えば外周を散歩される方は、グラウンドの予約がない場合はグラウンド内を歩いていただくことも可能ですので、そのような対応をお願いしたいと思います。

梶本委員

ありがとうございました。

教育長

その他にございますか。

(「特になし」の声あり)

教育長

その他、特になければ、次回定例会の日程を決めたいと思います。

次回の教育委員会3月定例会は、令和8年3月26日(木曜日)午前9時から千代田コミュニティセンター視聴覚室で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

それでは、そのようにいたします。
以上で、本日の教育委員会2月定例会を閉会いたします。
お忙しい中、ご審議、誠にありがとうございました。

事務局

起立、礼。

閉会 午前10時47分

- 10 議決事項
- 議案第 6号について可決
 - 議案第 7号について可決
 - 議案第 8号について可決
 - 議案第 9号について可決